

新潟大学附属特別支援学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険性を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

この基本方針は、「いじめ防止対策推進法」「新潟県いじめ防止基本方針」に基づき、本校におけるいじめ対策の方針及び対策等全体に係る内容を定める。なお、新潟県いじめ等の対策に関する条例（以下「県条例」という。）では、「いじめ類似行為」（後述）についても防止等の対策を推進するものとされていることから、本方針におけるいじめの防止などの対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に扱うものとする。

2 いじめに対する考え方と職員の基本姿勢

- ・「いじめ」の定義については、「いじめ防止対策推進法」の定義と同義に以下のように捉える。「児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等は心身の苦痛を感じているもの」をいう。
- ・「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。
- ・「いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも起こりうる」という認識をもち、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で主体的にいじめ対策に取り組む。
- ・児童生徒一人一人が安全に安心して学校生活を過ごし、学ぶことができる環境を整えとともにいじめを生まない教育活動の実践に努める。日頃から「いじめを許さない」意識の醸成やお互いを尊重し合う人間関係の構築、いつでも誰でも相談できる体制の整備等、学校の内外を問わず、いじめの未然に防止することを旨として実施する。
- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じるもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。
- ・いじめを受けた児童生徒の早期発見、生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し実効的な取組を行い、本校教職員、家庭、学部、附属学校、地域、その他の関係者の連携・協力の下に行う。

3 いじめを未然に防止するために

- (1) 魅力ある集団作りと教育活動の充実に努める

- ・児童生徒一人一人の変化に気付き、教師間での情報共有を密に行う。
- ・児童生徒一人一人が自分の良さを実感し、自己有用感や自分の居場所を感じることができるよう集団作りに努める。授業づくりを学校づくりの中核とし、「他との関わりの中で、学び合い、高め合う」学習集団、「思いやりのある言動、支え合う」生活集団を育てる取組を推進する。
- ・児童生徒の思いやりの心や命を大切にすることを育むための道徳教育や学級指導の充実を図る。たとえば、人とのかかわり方、コミュニケーションなどを取り上げた体験的な学習活動の中でいじめの傍観者に焦点をあてたロールプレイを行う。

(2) 児童生徒への啓発

- ・いじめは許されない行為であることを一貫した態度で生徒へ示す。
- ・「いじめ見逃しゼロ」標語・絆ポスターコンクールへの参加等で児童生徒の自発的な取組を促し、いじめに向かわない態度と社会性を育む。たとえば、完成した標語やポスターを全校集会で発表したり、校内に掲示したりする。

(3) 保護者・地域に対して

- ・児童生徒が発する変化のサインに気付き、学校に相談できるように情報共有を密に行う。
- ・いじめの解決には学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを保護者集会、学校運営協議会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

4 「いじめ」の早期発見

(1) 観察・見守りの充実

- ・児童生徒の日々の様子に目を配り、変化を見逃さない。
- ・児童生徒の校内外の人間関係について注意深く観察し、気になることを見逃さずに声掛けや情報収集を行う。

(2) 教育相談の充実

- ・児童生徒全員に対して、定期的に教育相談を実施（学期に1回）したり、高等部生徒に対して、学校生活アンケートを実施（学期に2回）したり、「悩みごとは相談する」という雰囲気や環境を醸成する。
- ・気になる児童等については必要に応じて個別に相談を設定し、気持ちの聞き取りを十分に行う。
- ・カウンセラー（佐藤千草先生・月2回程度×10カ月、9:00～11:00 来校）が未然防止、早期発見及び支援・対応等から児童生徒及び保護者からの相談対応や教職員や組織に対する相談を行う。また、いじめ等を認知した場合、またはその疑いが生じた場合の援助を行う。具体的には授業や休み時間に生徒と触れ合ってもらいながら、児童生徒の様子を観察してもらう。また心配な生徒には個々に教育相談をしてもらう。尚、相談内容が、いじめ・自傷行為など、自他の生命や身体の安全に関わる時は、学部や生徒指導部で協議し、対応する。また、必要に応じて全職員に伝達し、共通理解を図る。

(3) 保護者との連携

- ・児童生徒の様子について、連絡帳や電話、家庭訪問などで密に連絡を取り合い、良好な関係の変化を見逃さないという共通の認識をもてるように働きかける。

5 「いじめ」への早期対応

(1) 対象児童生徒（加害・被害生徒）への迅速な対応

- ・情報収集と事実確認の下、生徒の安全を第一に考え対応する。
- ・児童生徒の気持ちに寄り添い、課題解決に向けて段階的・継続的に支援する。

(2) 対象児童生徒（加害・被害生徒）の保護者への迅速な対応

- ・情報収集と事実確認の下、家庭訪問等で保護者と面談を行い、事実関係を伝える。
- ・課題解決に向けて協力を要請し、今後の連携について確認する。

(3) 職員体制

- ・本校におけるいじめの未然防止、早期発見及び適切な対処に関する措置を実効的に行う組織として、「いじめ防止委員会」を設ける。構成員は、次の通りである。

校長、教頭、学部主事、生徒指導主事、養護教諭、その他校長が認める教員

※必要に応じて、心理、福祉などに関する専門的な知識を有する者や弁護士（スクールロイヤー）、医師等の外部専門家などの参加・協力を得る。

- ・学校がいじめと疑われる情報を把握した場合は、速やかに「いじめ防止委員会」を開いて事実関係を分析し、いじめと断定した場合は、学校として対処方針を検討・決定し解決に向けた組織的な措置を講ずる。
- ・当該いじめに関する一連の推移を振り返り、いじめの再発防止に向けた取組を行う。

6 インターネット等の情報ツールによる「いじめ」の対応

- ・情報モラルについて、児童生徒の発達段階に応じて適切な指導を行う。
- ・情報ツールに対する正しい知識をもつために、情報モラルの指導を、児童生徒の実態と課題を踏まえて行う。
- ・発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処するための啓発をPTAと連携して進める。
- ・インターネットに不適切な書き込みがあった場合には、被害の拡大を避けるため、管理者への削除要請を依頼する等必要な措置を取る。

7 重大事態への対処

重大事態の意味

- ①いじめにより在籍児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 など
- ②いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（「相当の期間」：年間30日を目安）
- ※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

- ・当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。
- ・重大事態が発生した旨を、附属学校部及び県教育委員会に報告する。
- ・いじめの被害を受けた児童生徒や、情報を提供した生徒を守るための措置を講じる。
- ・いじめの加害児童生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導・支援する。
- ・調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し事実関係その他の必要な情報を、積極的かつ適切な方法で提供する。
- ・上記調査結果については、附属学校部を通じて文部科学大臣に報告するとともに、必要に応じ県教育委員会に報告をする。
- ・いじめの被害を受けた児童生徒には状況に合わせて継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰への支援や、学習支援を行う。
- ・当該事態の事実我真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

8 その他

- ・策定したいじめ防止基本方針は各年度の開始時に保護者へ説明するとともに、学校ホームページに掲載する等して、内容を確認できるようにする。
- ・いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているか、いじめ防止委員会を中心に見直しを行う。

・関係する組織

①学校警察連絡協議会

○構成メンバー

- ・新潟市教育委員会 学校支援課長，地域教育推進課長，管理指導主事，
スクールサポートチーム
- ・新潟中央警察署 署長，生活安全課長，スクールサポーター
- ・新潟市児童相談所 所長，主査，副主査，主事
- ・各小・中・特別支援学校 校長，生徒指導担当者

○事業内容

- ・児童生徒の健全育成を目指しての指導上の問題に関する連絡や協議
- ・いじめ防止に向けての取組と情報交換

・教職員研修

教職員一人一人がいじめ問題への対応力を高めるための校内研修の確実な実施を行う。

○年間研修計画

月	内容	その他
通年		<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー来校(4月より年20回) ・高等部学校生活アンケート(毎月実施する)
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度活動計画作成 ・附属学校園運営研修 ・生徒指導，児童生徒理解研修 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導会議 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導，児童生徒理解研修 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の取組の検証，次年度の計画 	

